

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2020年2月21日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構  
千葉病院  
院長 室谷 典義

### 1. 競争入札に付する事項

#### (1) 調達件名

在宅酸素医療機器等の供給・保守点検及び賃貸借業務委託

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

#### (3) 履行期間

2020年 4月 1日～2022年 3月31日

本契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

#### (4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院内、使用者宅  
及び附属介護老人保健施設

#### (5) 入札方法

①入札者が提出する入札書は、調達件名に係る直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積もるものとする。

②第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

### 2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 契約事務細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。

- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 八 前各号に類する行為を行った者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。

- (3) 令和元年から令和3年度の厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」のA・B・C又はDのいずれかの等級に格付され、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- (5) 千葉県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。（要写し）  
なお、業務委託を単体で遂行できる者とし、再委託及び共同企業体等による応札は認めない。

- (6) 過去3年以内に医療法病床数200床以上の千葉県下の医療機関でレンタル実績100台/月以上(連続した3年以上)があること。(要写し)
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
- ①厚生年金保険
  - ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
  - ③船員保険
  - ④国民年金
  - ⑤労働者災害補償保険
  - ⑥雇用保険
- (注) 各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。
- (8) その他、下記事項に該当する者であること。
- ①法人等を設置して3年以上経過しており、本契約について契約実績があること。
  - ②私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。
  - ③旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
  - ④法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
  - ⑤不正及び不誠実な行為がないこと。
- (9) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しないものであること。
- (10) 入札公告、説明書、仕様書等入札関係書類に指定する全ての事項に対応する者

### 3. 手続等

#### (1) 担当課

〒260-8710 千葉県千葉市中央区仁戸名町682

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院

管理棟3階事務室 総務企画課(経理) TEL043-261-2211

#### (2) 入札説明書の交付期間及び場所

##### ① 交付期間

2020年2月21日(金)から2020年3月11日(水)

9時00分から16時00分(厳守)

(但し、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日は除く。)上記(1)の交付場所にて機密保持に関する

る誓約書（本公告に添付）と引き換えに交付する。※機密保持に関する誓約書は、  
当院HPの入札情報から両面印刷し押印して持参すること。

② 交付場所

(1) に同じ。

※ 名刺・印鑑（認印可）を必ずご持参下さい。

(3) 入札書及びその他資料の提出期限、場所及び方法

① 提出期限

2020年3月12日（木）16時00分（厳守）

② 提出場所及び方法

(1) に同じ。

※ 入札説明書「13. 提出書類」に記載されているもの。

※ 名刺・印鑑（認印可）を必ずご持参下さい。

(4) 入札説明会

入札説明書（仕様書）交付時に随時実施

(5) 開札の日時及び場所

① 開札の日時

2020年3月17日（火）11時00分

② 開札の場所

〒260-8710 千葉県千葉市中央区仁戸名町682  
独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院  
管理棟地下2階 第1会議室

(6) 問合せ先

独立行政法人地域医療機能推進機構千葉病院  
管理棟3階事務室 総務企画課（経理）

2020年3月10日（火）16時00分までに、「別紙2」用紙にて電子メールでの問合せによる。

電話・口頭による質問は一切受け付けません。

質疑の回答は、2020年3月11日（水）16時00分までに電子メールにて回答します。

メールアドレス : [keiri@chiba.jcho.go.jp](mailto:keiri@chiba.jcho.go.jp)

4. その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続きに使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2.(1)の証明となる

もの及び説明書、仕様書等において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書の作成

- ① 作成予定者との契約締結は次の例のとおりとなる。

例：在宅酸素医療機器等の供給・保守点検及び賃貸借業務委託

- ② 契約の相手方が決定した時は、経理責任者が指定する期日までに契約書の取り交わしをするものとする。
- ③ 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- ④ 本契約は、経理責任者と契約の相手方双方が契約書に記名、押印しなければ成立しないものとする。
- ⑤ 契約内容を変更する必要がある場合には、契約者双方が協議の上、決定することとする。
- ⑥ 説明書及び仕様書に基づく作業等の遅れ若しくは履行せず、相当期間を定めた是正催促にも拘らずこれを是正しない、説明書及び仕様書に著しく背き、当事者間の信頼関係を損なう背信事由があったとき、本契約を解除することができる。また、契約期間中に刑法上で罰金以上の刑に処せられた場合及び行政処分を受けた場合についても同様の扱いとし契約を解除できるものとする。

(6) 交渉権者の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者を交渉権者とする。その者が複数の場合は、入札した価格に基づく交渉順位を付するものとし、最低価格で入札した者を第一交渉権者とする。第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。但し、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は「入札説明書」による